

■CLUB けいはんな調査謝礼規程 Ver1.3

第1条 目的

本規程は、RDMM支援センター（以下、「当センター」という。）が行う『インターネットアンケート』、『参画型調査』の実施にあたり、当センターが登録を承認した会員の協力に対する謝礼とそれに伴って発生する権利義務関係を定めることを目的とする。

第2条 用語の定義

本規程で用いる用語は、「CLUB けいはんな会員規約」に定める定義に従うほか、以下のとおり定義する。

- 1 「謝礼」とは、当センターが各調査に参加した会員に対して付与するポイント、及び薄謝をさす。
- 3 「薄謝」とは、「参画型調査」に対して調査内容を勘案して当センターが定めた対価をさす。
- 4 「ポイント」とは、「インターネットアンケート」、「参画型調査」に対して調査内容を勘案して当センターが定めた対価をさす。

第3条 謝礼

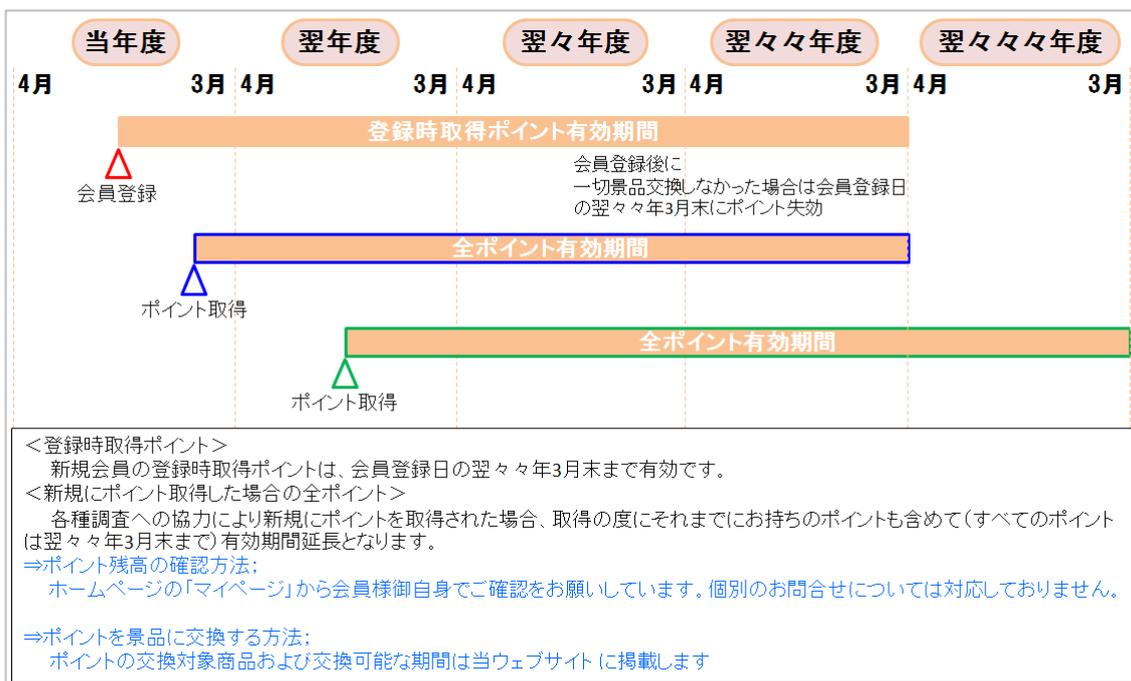
- 1 当センターは、会員が「インターネットアンケート」、「参画型調査」に実際に参加し、当センターが相当であると認めた場合、別表に掲げる謝礼を提供する。
- 2 当センターは、「インターネットアンケート」、「参画型調査」への協力完了後において別表に定めるポイントを発行し、これを電子メールにて通知する。

第4条 ポイントの交換について

- 1 景品の抽選は当センターが別途定める方法で行うものとし、ポイント計算は当センターが算出したものを基準とする。
- 2 ポイントと景品との交換は、積算ポイント数が希望する景品に必要なそれに達した場合、必要事項を記入した「ポイント交換申込フォーム」を当センターに送付する。
- 3 ポイントの交換対象商品および交換可能な期間は当ウェブサイトに掲載するものとし、その実施は毎年1回とする。
- 4 商品発送時期は当センターウェブサイトに掲載するものとし、毎年1回とする。
- 5 抽選による景品及びポイント交換による品物の発送先は、日本国内に限る。

第5条 ポイントの有効期限

- 1 新規会員の登録時取得ポイントは、会員登録日の翌々々年度3月末まで有効とする。
- 2 各種調査への協力により新規にポイントを取得された場合、取得の度にそれまでにお持ちのポイントも含めて（すべてのポイントは翌々々々年3月末まで）有効期間延長とする。
- 3 ポイント残高はホームページ上のマイページにて各会員自身で確認する。



第6条 会員資格を喪失した場合におけるポイントの失効

ポイントを受け取る権利のある会員が本規約の定めに従い会員の資格を喪失する場合、当該会員がすでに取得したポイントは、当センターが特に定める方法により交換される場合以外は消失するものとし、当該会員は、当センターに対して何らの請求権を有しないものとする。

別表 「ポイントおよび謝礼」

当センターは、『インターネットアンケート』、『参画型調査』への協力に対する調査謝礼を下記のように定めます。

| 調査の内容 | 謝礼（調査1回あたり） |
|--|--------------|
| インターネットアンケート 案内する所定の Web ページにアクセスして頂き 質問に答えて頂くアンケート。 | 100ポイント/回 |
| 実証実験 社会実証実験のモニターとなって頂き、実用化 に向けた意見を頂く。 | 500ポイント/回+薄謝 |
| ワークショップ 数名のメンバーで構成し、問題発見や解決アイ デアを討議しながら創出する。 | 500ポイント/回+薄謝 |
| プロトタイプ評価 数名のメンバーで構成し、議論しながら企業が 作成した試作品の評価を行なう。 | 500ポイント/回+薄謝 |

以 上

（履歴）

・ 2016. Nov. 10 Ver1.2

Club けいはんな発足に伴って会員規約を制定

・ 2018. Jan. 05 Ver1.3

調査方法に関して文言を統一